

山形県自動車販売健康保険組合 令和7年度保険料率について

令和7年3月1日からの保険料率は以下の通りとなります。（令和7年3月分保険料から。ただし、任意継続被保険者については、令和7年4月分保険料から）

1. 一般保険料率及び調整保険料率（令和6年度と変更はありません）

	一般保険料率	調整保険料率	合 計
事業主	49.350／1,000	0.650／1,000	50.00／1,000
被保険者	49.350／1,000	0.650／1,000	50.00／1,000
計	98.700／1,000	1.300／1,000	100.00／1,000

（一般保険料率 内訳 ※内訳のみ変更あり）

基本保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	26.656／1,000	30.630／1,000
	被保険者	26.656／1,000	30.630／1,000
	計	53.312／1,000	61.260／1,000
特定保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	22.694／1,000	18.720／1,000
	被保険者	22.694／1,000	18.720／1,000
	計	45.388／1,000	37.440／1,000

合計		変更前	変更後
負担割合	事業主	49.350／1,000	49.350／1,000
	被保険者	49.350／1,000	49.350／1,000
	計	98.700／1,000	98.700／1,000
実施年月日		令和6年3月1日	令和7年3月1日

2.介護保険料率（令和6年度と変更はありません）

	介護保険料率
事業主	8.5／1,000
被保険者	8.5／1,000
計	17.000／1,000